

厚生年金の適用拡大がもたらす 高齢者の平均年金額の改善効果

国際医療福祉大学大学院 医学研究科 教授 稲垣誠一

1 はじめに

我が国は少子高齢化が進行しており、世代間扶養を基本とした公的年金制度の財政に大きな懸念が生じている。そのため、2004年改正では長期的な年金財政の安定を図るため、①上限を固定したうえでの保険料の引上げ、②基礎年金国庫負担の2分の1への引上げ、③積立金の活用、④財源の範囲内で給付水準を調整するマクロ経済スライドの導入が行われた。かつては、現役世代の保険料の引上げを続けることで年金制度を支えていたが、それが年金への不信感を生んでしまっていたことから、この改正では、まず、保険料の上限が設定された。その一方、年金受給者にも適切に負担が求められるよう、給付を自動調整する仕組みが導入された。

しかし、この給付水準の調整は公的年金の給付を実質的に引き下げたものであり、年金制度が本来担うべき高齢期の防貧の役割への懸念が問題視された。そこで、その給付は現役男子の手取り収入の50%を上回ることを目指すこととし、目標を下回るおそれがある場合は制度全体を見直す方針が決まっている。2

019年の財政検証では、少子化や経済の状況によっては、この目標が達成困難になる可能性が示唆されている。ただし、正規雇用の増加や厚生年金の適用拡大などによって厚生年金の加入者が増加するなど、年金制度に対する明るい兆しも見られている。

厚生年金の適用拡大は、主に二つの効果を持っている。第一は、財政状態が比較的安定している厚生年金の加入者が増えることで、マクロ経済スライドによる給付水準の調整が軽減されること、第二は、厚生年金は基礎年金に加えて報酬比例年金が支給されることから、厚生年金の受給者が増えることで一人当たりの給付額が上昇することである。第一の効果に関しては、財政検証において先にこの点を述べる。第二の効果に関しては、財政検証では示されていない。これは、年金水準の将来見通しが専業主婦世帯モデル(夫:40年間就労、妻:専業主婦)にとどまっておらず、個々人が実際に受給する年金額(平均年金額)の将来見通しが示されていないからである。そこで、本稿では財政検証結果に基づいて受給者全体の平均年金額の将来見通しを推定することにより、第二の効果について

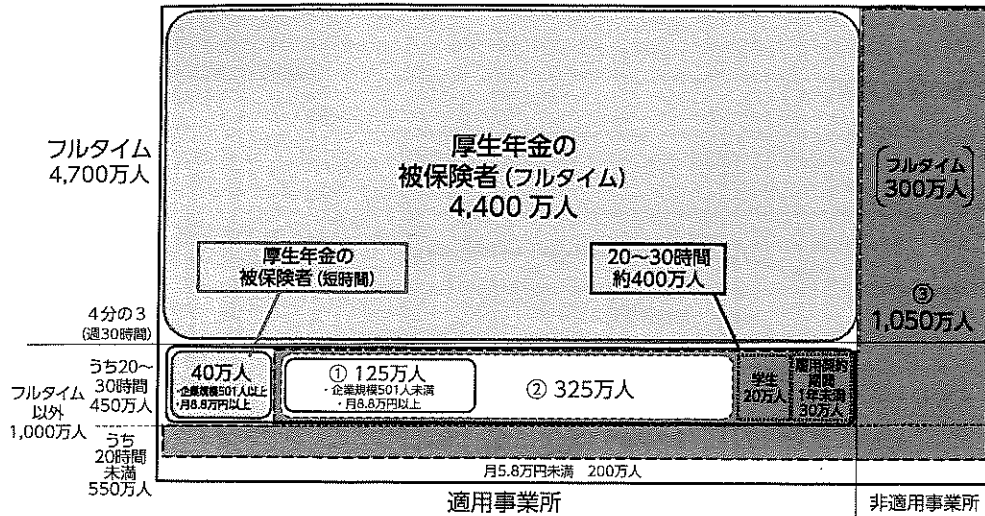
できる限り定量的に明らかにすることを試みる。

2 厚生年金の適用拡大の効果

(1) 第一の効果—マクロ経済スライドによる給付水準調整の軽減

財政検証では、厚生年金の適用拡大についてのオプション試算が示されており、この所得代替率の結果を比較することによって第一の効果の評価することができる。厚生年金の適用拡大は、企業規模要件や収入の要件が定められており、今後これらの要件を徐々に撤廃していく方向で検討されているが、試算にあたって3通りのオプション(図表1)が示されている。オプション①は企業規模要件を撤廃する場合で125万人の加入者数の増加が期待される。オプション②はさらに賃金要件を廃止するもので325万人の加入者数増、オプション③は一定以上の収入のある全雇用者を適用するもので1050万人増の効果があるとされている。財政検証の所得代替率は専業主婦世帯モデル(夫の厚生年金と夫婦二人分の基礎年金)に対して示されているが、ここでは基礎年金(以下、この項において「基礎」とする)への効果と報

図表1 被用者年金の更なる適用拡大を行った場合の適用拡大対象者数(2018年度現在)
 [雇用者全体] 5,700万人
 ※70歳以上を除く



(出所) 厚生労働省「2019(令和元)年財政検証結果レポート」

図表2 第一の効果

	【第一の効果】改善率			【所得代替率】			
	拡大①	拡大②	拡大③	ケースⅢ	拡大①	拡大②	拡大③
基礎年金	2.4%	5.2%	21.8%	26.2%	26.8%	27.6%	31.9%
報酬比例	▲0.4%	▲1.0%	▲3.5%	24.6%	24.5%	24.4%	23.7%
専業主婦世帯	1.1%	2.2%	9.5%	50.8%	51.4%	51.9%	55.7%
厚年一人分	0.6%	1.1%	5.3%	37.7%	37.9%	38.1%	39.7%

注：端数処理の影響で厳密には一致しない。

報酬比例部分(以下、この項において「比例」とする)への効果に分けて整理する。これは、適用拡大を行って第3号被保険者が第2号被保険者となった場合、専業主婦世帯が共働き世帯に変化するため、専業主婦世帯モデ

ル同士の所得代替率の比較は解釈が難しいからである。
 図表2は、人口中位・経済前提ケースⅢ(経済成長と労働参加が進むケース)をベースラインとして、第一の効果を表したものである。ベースラインでは、専業主婦世帯モデルの所得代替率が50・8%(基礎二人分26・2%、比例24・6%)であるが、

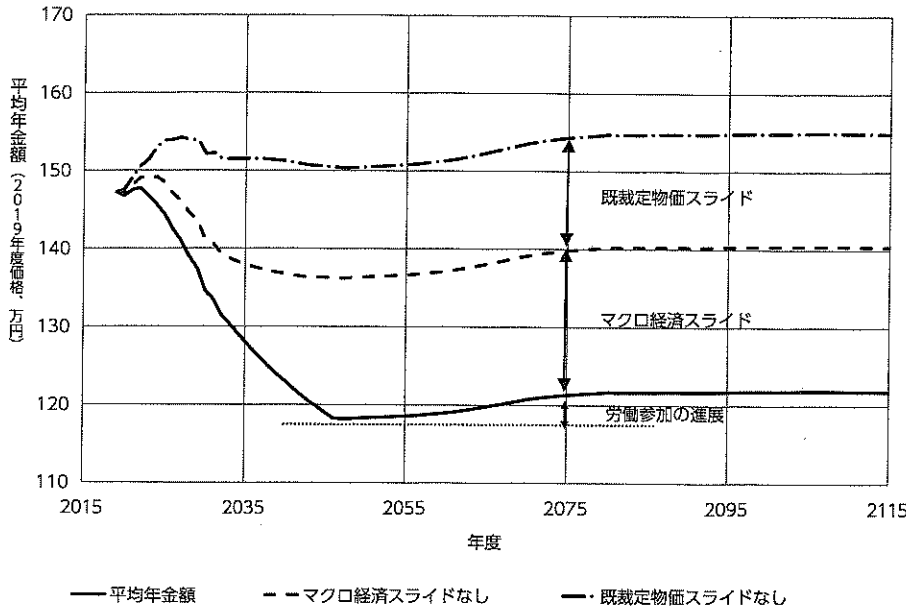
適用拡大①を行うと51・4%(同26・8%、24・5%)となり、この場合の年金水準の改善率は、基礎プラス2・4%、比例マイナス0・4%であることを示している。これを厚生年金加入者一人当たり(基礎一人分と比例で見ると、適用拡大①ではプラス0・6%、同様に、適用拡大②ではプラス1・1%、適用拡大③ではプラス5・3%の効果となる。ただし、この効果が明確に現れるのは、適用拡大のケースのマクロ経済スライドの終了以降であることに留意が必要である。適用拡大③は2040年頃から効果が現れるが、適用拡大①と②は2040年代半ば以降である。
 なお、基礎への効果がプラスである一方、比例への効果がマイナスとなっているのは、現行の年金財政の仕組みの下では、第1号(国民年金)から第2号(厚生年金)に移行したとき、この被保険者が国民年金勘定に積み立てていた積立金を厚生年金勘定に移管する仕組みになっておらず、この積立金の分だけ、厚生年金の財政が悪化し、国民年金の財政が改善するためである。効果の発現のメカニズムが分かりにくいのが、年金財政の仕組みに起因する問題であり、やむを得ない。

(2) 平均年金額の将来見通し

財政検証では、実際の加入状況とは関係なく、典型的と考えられる専業主婦世帯モデルを設定してモデルに対する年金額や所得代替率の将来見通しが示されている。適用拡大を実施すればモデルに該当する人々は変化するので、モデルの年金額を比較しても適用拡大の効果をすべて評価することはできない。個々の加入履歴の変化に伴う年金額への影響は、モデルではなく、受給者全体の平均年金額の変化として現れるため、平均年金額の将来見通しを作成することが必要不可欠である。

ここでは、公的年金の受給者の大部分が65歳以上の高齢者であることに着目し、年金の支給総額を65歳以上人口で除することによって、平均年金額の将来見通しを推定した。もちろん、障害年金や遺族年金は65歳未満でも受給者がいること、老齢年金についても繰上げや繰下げがあるだけでなく、支給開始年齢の引上げ経過期間中であること、支給停止があることなどから正確な平均年金額の推定は困難である。ただし、こうした要因による平均年金額の差異が適用拡大のオプションによって同程度であれば、特に支給開始年齢引上げの経過期間が終了する2030年代

図表3 一人当たりの平均年金額の将来見通し



(出所) 筆者推計

半ば以降であれば、適用拡大の効果
を評価することは可能と考えられる。
図表3は、人口中位・経済前提
ケースⅢ(以下、「ベースライン」とする)
について、平均年金額を賃金上昇率
で割り引いた2019年度価格の将来
見通しを示したものである。この
図表の実線は平均年金額(2019年

度価格、以下同じ)の将来見通しであ
り、足元の147・2万円から急速
に低下し、2047年までに118・
2万円まで低下する。その後わずか
に反転上昇し、2080年頃以降は
ほぼ122万円で安定する。これが
実質的な高齢者の一人当たりの平均
年金額と考えてよく、年金水準は足

元よりも約17%低下する。なおベー
スラインは、経済成長と労働参加が
進むことが想定されているので、厚
生年金の加入者の比率の増加が見込
まれる。2047年以降の反転上昇
分は、労働参加の進展に伴う年金水
準の上昇とみなすことができるが、
この効果は約3%のプラスと見込ま
れる。

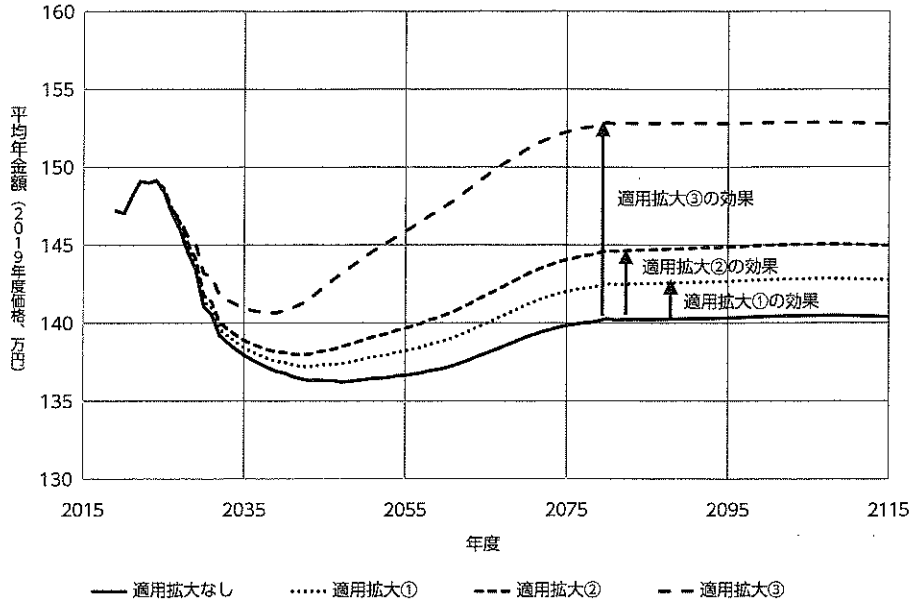
ただし、この平均年金額はマクロ
経済スライド適用後のものであり、
適用拡大の第二の効果を分離して評
価するためには、マクロ経済スライ
ド適用前の年金水準を比較する必要
がある。そこで、マクロ経済スライ
ド適用前の平均年金額の将来見通し
を破線で示した。また、受給者の平
均年金額が大きく低下していくのは、
マクロ経済スライドのほかに既に
裁定物価スライドの効果がある。そ
の効果を視覚的に表現するため、既
裁定物価スライドによる年金水準の
低下の影響を除去した将来見通しを
一点鎖線で示した。

既裁定物価スライドとは、新規裁
定者の年金額は賃金上昇率で改定す
るが、既裁定者の年金額は物価スラ
イドで改定するという仕組みであ
る。そのため、既裁定者は新規裁定
者と比べて、賃金上昇率と物価上昇
率の差(実質賃金上昇率)の分だけ、年
金水準が相対的に低下していくこと
になる。すなわち、受給者全体の平
均年金額は、賃金上昇率よりも伸び
が低くなり、2019年度価格で見
ると水準が低下していく。我が国で
は、これまで実質賃金上昇率がほぼ
ゼロであったことから、この仕組み
による平均年金額の低下は意識する
必要はなかった。しかしながら、2
023年度の基礎年金の改定率が68
歳未満と68歳以上で異なったもの
となったように、本来はかなりの差が
生じるはずである。ベースラインで
は、この実質賃金上昇率を1・1%
と見込んでいることから、受給者全
体の年金額を平均すると、新規裁定
者と比べて約1割低いものとなるは
ずである。足元ではこの差はないの
で、今後この影響は20年かけて現れ
ることになる。

(3) 第二の効果—厚生年金の加入期間 の増加による年金額の上昇

厚生年金の適用拡大は、マクロ経
済スライドによる給付水準調整の軽
減のほか、個々人の厚生年金の加入
期間を増やすことにより年金額の
上昇をもたらす。厚生年金の加入期
間の増加による年金額への効果(第
二の効果)を視覚的に見ることができ
るように、マクロ経済スライドによ

図表4 適用拡大の第二の効果



注：平均年金額は、マクロ経済スライドによる年金額の削減の影響を除いたものである。
(出所)筆者推計

る年金額の削減分を除いた平均年金額について、ベースライン、適用拡大①、適用拡大②、適用拡大③を比較したものが図表4である。

この効果は2030年頃から現れるが、適用拡大③を除くと、この時点では適用拡大の恩恵を受けた者がまだほとんど受給者になっていない

ため効果は小さい。本格的に効果が見られるのは2040年代になってからであり、適用拡大の効果がすべての受給者に及ぶのは2080年頃まで待つ必要がある。2080年における平均年金額を見ると、ベースラインが140・3万円、適用拡大①は142・5万円(+1・6%)、適用拡大②は144・0万円(+1・1%)、適用拡大③は145・2万円(+0・9%)である。適用拡大の第一の効果は、0・6%から5・3%にとどまっております。1・6%から9・0%と見込まれる第二の効果はかなり大きい。

3 おわりに

本稿では、厚生年金の適用拡大がもたらす高齢者の平均年金額の引上げ効果について、マクロ経済スライドによる給付調整の軽減効果と厚生年金の被保険者期間の延長による効果の両方について、筆者の平均年金額の推計結果に基づいて論じた。政府の財政検証では、専業主婦世帯モデルの第一の効果詳しく述べられているが、共働きや単身の割合が増加するなど専業主婦はもはや少数派である。そこで、この第一の効果についても個人単位の平均年金額への効果に換算することによって、高齢者全体への効果を明らかにした。個人単位で見ると、適用拡大①は0・6%、適用拡大②は1・1%、適用拡大③は5・3%の効果であった。

適用拡大の効果で見落としてならないのは、厚生年金の被保険者期間の延長による年金水準の引上げ効果で、平均年金額の上昇は、それぞれ

1・6%、3・1%、9・0%であった。第一の効果よりかなり大きく、両方の効果を合わせると、それぞれ2・2%、4・2%、14・3%と見込まれる。しかしながら、効果の発現が徐々に見られるようになるのは、適用拡大③を除いて2040年代以降であり、懸念されている就職氷河期の年金水準の改善には大きな効果は期待できない。

適用拡大③は年金水準の改善に大きな効果が期待できるが、収入のある雇用者すべてを厚生年金に適用するものであり、現行制度の下では実現が困難といわざるを得ない。それは、収入の低い者について、新たに厚生年金に適用された者と国民年金に残らざるを得ない者との間に保険料の逆転が生じるからである。これは、収入の18・3%の厚生年金の保険料に国民年金の保険料が含まれており、国民年金の保険料1万6520円(2023年度)よりも厚生年金の保険料が低くなるからである。将来の高齢者の生活水準の確保のためには、適用拡大③はぜひとも実現すべきであろう。そのためには、このような逆転現象が生じないよう、基礎年金の在り方を含めて抜本的な年金制度改正が必要になるのではないだろうか。